

スワンズシティ中之島クロス 管理規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この規約は、スワンズシティ中之島クロスの管理又は使用に関する事項等について定めることにより、区分所有者の共同の利益を増進し、良好な住環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規約において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 区分所有権 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第1項の区分所有権をいう。
- 二 区分所有者 区分所有法第2条第2項の区分所有者をいう。
- 三 占有者 区分所有法第6条第3項の占有者をいう。
- 四 専有部分 区分所有法第2条第3項の専有部分をいう。
- 五 共用部分 区分所有法第2条第4項の共用部分をいう。
- 六 敷地 区分所有法第2条第5項の建物の敷地をいう。
- 七 共用部分等 共用部分及び附属施設をいう。
- 八 専用使用権 敷地及び共用部分等の一部について、特定の区分所有者が排他的に使用できる権利をいう。
- 九 専用使用部分 専用使用権の対象となっている敷地及び共用部分等の部分をいう。

(規約及び総会の決議の遵守義務)

第3条 区分所有者は、円滑な共同生活を維持するため、この規約及び総会の決議を誠実に遵守しなければならない。

- 2 区分所有者は、同居する者に対してこの規約及び総会の決議を遵守させなければならない。

(対象物件の範囲)

第4条 この規約の対象となる物件の範囲は、別表第1に記載された敷地、建物及び附属施設（以下「対象物件」という。）とする。

(規約及び総会の決議の効力)

第5条 この規約及び総会の決議は、区分所有者の包括承継人及び特定承継人に対しても、その効力を有する。

- 2 占有者は、対象物件の使用方法につき、区分所有者がこの規約及び総会の決議に基づいて負う義務と同一の義務を負う。

(管理組合)

第6条 区分所有者は、区分所有法第3条に定める建物並びにその敷地及び附属施設の管理を行うための団体として、第1条に定める目的を達成するため、区分所有者全員をもってスワンズシティ中之島クロス管理組合（以下「管理組合」という。）を構成する。

- 2 管理組合は、事務所を管理者の所在地に置く。
- 3 管理組合の業務、組織等については、第6章に定めるところによる。

第2章 専有部分等の範囲

(専有部分の範囲)

第7条 対象物件のうち区分所有権の対象となる専有部分は、住戸番号を付した住戸とする。

2 前項の専有部分を他から区分する構造物の帰属については、次のとおりとする。

- 一 天井、床及び壁は、躯体部分を除く部分を専有部分とする。
- 二 玄関扉は、錠及び内部仕上部分を専有部分とする。
- 三 窓枠、窓ガラス、網戸及び面格子は、専有部分に含まれないものとする。

3 第1項又は前項の専有部分の専用に供される設備のうち共用部分内にある部分以外のものは、専有部分とする。

(共用部分の範囲)

第8条 対象物件のうち共用部分の範囲は、別表第2に掲げるとおりとする。

第3章 敷地及び共用部分等の共有

(共有)

第9条 対象物件のうち敷地及び共用部分等は、区分所有者の共有とする。

(共有持分)

第10条 各区分所有者の共有持分は、別表第4に掲げるとおりとする。

(分割請求及び単独処分の禁止)

第11条 区分所有者は、敷地又は共用部分等の分割を請求することはできない。

2 区分所有者は、専有部分と敷地及び共用部分等の共有持分とを分離して譲渡、抵当権の設定等の処分をしてはならない。

第4章 用法

(専有部分の用途)

第12条 区分所有者は、その専有部分を専ら住宅として使用するものとし、他の用途に供してはならない。

2 区分所有者は、旅館業法に定める旅館業、国家戦略特別区域法に定める外国人滞在施設経営事業及び住宅宿泊事業法に定める住宅宿泊事業（民泊）、建築基準法に定める寄宿舍・シェアハウスのほか、営利を目的とした宿泊施設として利用する目的で、その専有部分を使用してはならない。

3 区分所有者は、前2項に違反する用途で使用する内容を内容とする広告の掲載その他の募集又は勧誘を行ってはならない。

(敷地及び共用部分等の用法)

第13条 区分所有者は、敷地及び共用部分等をそれぞれの通常の用法に従って使用しなければならない。

(バルコニー等の専用使用権)

第14条 区分所有者は、別表第3に掲げるバルコニー、玄関扉、窓枠、窓ガラス及びメーターボックス等（以下「バルコニー等」という。）について、同表に掲げるとおり、専用使用権を有することを承認する。

2 区分所有者から専有部分の貸与を受けた者は、その区分所有者が専用使用権を有しているバルコニー等を使用することができる。

(駐車場の使用)

第15条 管理組合は、駐車場について、特定の区分所有者及び占有者並びに第三者に駐車場使用契約により使用させることができる。

2 前項により駐車場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に駐車場使用料を納入しなければならない。

3 区分所有者がその専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者の駐車場使用契約は効力を失う。

4 駐車場使用料については、物価水準、近隣駐車場の相場、空区画の状況等を勘案した上で、管理者（第36条に定める管理者をいう。以下同じ。）が変更することができる。

5 駐車場の運用について、他に影響を与えない範囲で管理者の裁量で運用方法を変更できるものとする。

(駐輪場の使用)

第16条 管理組合は、駐輪場について、特定の区分所有者及び占有者に、駐輪場使用申込により、自転車置場を自転車の置場として、ミニバイク置場をミニバイクの置場として、バイク置場をバイクの置場として使用させることができる。

2 前項により駐輪場を使用している者は、別に定めるところにより、管理組合に自転車置場使用料、ミニバイク置場使用料又はバイク置場使用料を納入しなければならない。

3 区分所有者がその専有部分を、他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与したときは、その区分所有者は駐輪場使用権を失う。

4 自転車置場使用料、ミニバイク置場使用料及びバイク置場使用料については、物価水準、近隣の相場、空区画の状況等を勘案した上で、管理者が変更することができる。

5 駐輪場の運用について、他に影響を与えない範囲で管理者の裁量で運用方法を変更できるものとする。

(敷地及び共用部分等の第三者の使用)

第17条 管理組合は、次に掲げる敷地及び共用部分等の一部を、それぞれ当該各号に掲げる者に使用させることができる。

一 管理事務室、その他対象物件の管理の執行上必要な施設 管理事務（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「適正化法」という。）第2条第六号の「管理事務」をいう。）を受託し、又は請け負った者

2 前項に掲げるもののほか、管理組合は、総会の決議を経て、敷地及び共用部分等（駐車場及び専用使用部分を除く。）の一部について、第三者に使用させることができる。

(専有部分の修繕等)

第18条 区分所有者は、その専有部分について、修繕、模様替え又は建物に定着する物件の取付け若しくは取替え（以下「修繕等」という。）であって共用部分又は他の専有部分に影響を与え

るおそれのあるものを行おうとするときは、あらかじめ、管理者にその旨を申請し、書面による承認を受けなければならない。

- 2 前項の場合において、区分所有者は、設計図、仕様書及び工程表を添付した申請書を管理者に提出しなければならない。
- 3 管理者は、第1項の規定による申請が共用部分等又は他の区分所有者若しくは占有者に影響を及ぼすおそれがないと認められる場合にはこれを承認することができる。
- 4 第1項の承認があったときは、区分所有者は、承認の範囲内において、専有部分の修繕等に係る共用部分の工事を行うことができる。
- 5 管理者又はその指定を受けた者は、本条の施行に必要な範囲内において、修繕等の箇所に立入り、必要な調査を行うことができる。この場合において、区分所有者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
- 6 第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事により共用部分又は他の専有部分に影響が生じた場合は、当該工事を発注した区分所有者の責任と負担により必要な措置をとらなければならない。
- 7 区分所有者は、第1項の承認を要しない修繕等のうち、工事業者の立入り、工事の資機材の搬入、工事の騒音、振動、臭気等工事の実施中における共用部分又は他の専有部分への影響について管理組合が事前に把握する必要があるものを行おうとするときは、あらかじめ、管理者にその旨を届け出なければならない。

(使用細則)

第19条 対象物件の使用については、別に使用細則を定めるものとする。

(専有部分の貸与)

第20条 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、この規約及び使用細則に定める事項をその第三者に遵守させなければならない。

- 2 前項の場合において、区分所有者は、その貸与に係る契約にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の条項を定めるとともに、契約の相手方にこの規約及び使用細則に定める事項を遵守する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

(暴力団員の排除)

第20条の2 区分所有者は、その専有部分を第三者に貸与する場合には、前条に定めるもののほか、次に掲げる内容を含む条項をその貸与に係る契約に定めなければならない。

- 一 契約の相手方が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約すること。
 - 二 契約の相手方が暴力団員であることが判明した場合には、何らの催告を要せずして、区分所有者は当該契約を解約することができること。
 - 三 区分所有者が前号の解約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することができること。
- 2 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代理行使を管理組合に認める旨の書面を提出するとともに、契約の相手方に暴力団員ではないこと及び契約後において暴力団員にならないことを確約する旨の誓約書を管理組合に提出させなければならない。

第5章 管理

第1節 総則

(区分所有者の責務)

第21条 区分所有者は、対象物件について、その価値及び機能の維持増進を図るため、常に適正な管理を行うよう努めなければならない。

(敷地及び共用部分等の管理)

第22条 敷地及び共用部分等の管理については、管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。ただし、バルコニー等の保存行為（区分所有法第18条第1項ただし書の「保存行為」をいう。以下同じ。）のうち、通常の使用に伴うものについては、専用使用权を有する者がその責任と負担においてこれを行わなければならない。

2 専有部分である設備のうち共用部分と構造上一体となった部分の管理を共用部分の管理と一体として行う必要があるときは、管理組合がこれを行うことができる。

3 区分所有者は、第1項ただし書の場合又はあらかじめ管理者に申請して書面による承認を受けた場合を除き、敷地及び共用部分等の保存行為を行うことができない。ただし、専有部分の使用に支障が生じている場合に、当該専有部分を所有する区分所有者が行う保存行為の実施が、緊急を要するものであるときは、この限りでない。

4 前項の申請及び承認の手続については、第18条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「保存行為」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事後に、当該工事」とあるのは「第22条第3項の承認を受けた保存行為後に、当該保存行為」と読み替えるものとする。

5 第3項の規定に違反して保存行為を行った場合には、当該保存行為に要した費用は、当該保存行為を行った区分所有者が負担する。

6 管理者は、災害等の緊急時においては、総会の決議によらずに、敷地及び共用部分等の必要な保存行為を行うことができる。

(窓ガラス等の改良)

第23条 共用部分のうち各住戸に附属する窓枠、窓ガラス、玄関扉その他の開口部に係る改良工事であって、防犯、防音又は断熱等の住宅の性能の向上等に資するものについては、管理組合がその責任と負担において、計画修繕としてこれを実施するものとする。

2 区分所有者は、管理組合が前項の工事を速やかに実施できない場合には、あらかじめ管理者に申請して書面による承認を受けることにより、当該工事を当該区分所有者の責任と負担において実施することができる。

3 前項の申請及び承認の手続については、第18条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する。ただし、同条第5項中「修繕等」とあるのは「第23条第2項の工事」と、同条第6項中「第1項の承認を受けた修繕等の工事」とあるのは「第23条第2項の承認を受けた工事」と読み替えるものとする。

(必要箇所への立入り)

第24条 前2条により管理を行う者は、管理を行うために必要な範囲内において、他の者が管理する専有部分又は専用使用部分への立入りを請求することができる。

2 前項により立入りを請求された者は、正当な理由がなければこれを拒否してはならない。

- 3 前項の場合において、正当な理由なく立入りを拒否した者は、その結果生じた損害を賠償しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、管理者は、災害、事故等が発生した場合であって、緊急に立ち入らないと共用部分等又は他の専有部分に対して物理的に又は機能上重大な影響を与えるおそれがあるときは、専有部分又は専用使用部分に自ら立入り、又は委任した者に立ち入らせることができる。
- 5 立入りをした者は、速やかに立入りをした箇所を原状に復さなければならない。

(損害保険)

- 第25条 区分所有者は、共用部分等に関し、管理組合が火災保険、地震保険その他の損害保険及び管理組合が付保する個人賠償責任保険の契約を締結することを承認する。
- 2 管理者は、前項の契約に基づく保険金の請求及び受領について、区分所有者を代理する。

第2節 費用の負担

(管理費等)

- 第26条 区分所有者は、敷地及び共用部分等の管理に要する経費に充てるため、次の費用（以下「管理費等」という。）を管理組合に納入しなければならない。
- 一 管理費
 - 二 修繕積立金
- 2 管理費等の額については、各区分所有者の共有持分に応じて算出するものとする。

(承継人に対する債権の行使)

- 第27条 管理費等及び管理組合が立て替えて支払いをした専有部分の水道その他の使用料について有する債権は、区分所有者の特定承継人に対しても行うことができる。

(管理費)

- 第28条 管理費は、次の各号に掲げる通常の管理に要する経費に充当する。
- 一 管理委託費（派遣要員の人件費、事務管理費等）
 - 二 公租公課
 - 三 共用設備の保守維持費及び運転費
 - 四 備品費、通信費その他の事務費
 - 五 共用部分等に係る火災保険料、地震保険料その他の損害保険料及び管理組合が付保する個人賠償責任保険料
 - 六 経常的な修繕費
 - 七 清掃費、消毒費及びゴミ処理費
 - 八 専門的知識を有する者の活用に必要な費用
 - 九 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成に必要な費用
 - 十 管理組合の運営に必要な費用
 - 十一 その他第33条に定める業務に必要な費用（次条に規定する経費を除く。）

(修繕積立金)

- 第29条 管理組合は、各区分所有者が納入する修繕積立金を積み立てるものとし、積み立てた修繕積立金は、次の各号に掲げる特別の管理に要する経費に充当する場合に限って取り崩すことができる。

- 一 一定年数の経過ごとに計画的に行う修繕
 - 二 不測の事故その他特別の事由により必要となる修繕
 - 三 敷地及び共用部分等の変更
 - 四 建物の建替え及びマンション敷地売却（以下「建替え等」という。）に係る合意形成に必要となる事項の調査
 - 五 その他敷地及び共用部分等の管理に関し、区分所有者全体の利益のために特別に必要となる管理
- 2 前項にかかわらず、区分所有法第62条第1項の建替え決議（以下「建替え決議」という。）又は建替えに関する区分所有者全員の合意の後であっても、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号。以下「円滑化法」という。）第9条のマンション建替組合の設立の認可又は円滑化法第45条のマンション建替事業の認可までの間において、建物の建替えに係る計画又は設計等に必要な場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時に建替え不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。
- 3 第1項にかかわらず、円滑化法第108条第1項のマンション敷地売却決議（以下「マンション敷地売却決議」という。）の後であっても、円滑化法第120条のマンション敷地売却組合の設立の認可までの間において、マンション敷地売却に係る計画等に必要な場合には、その経費に充当するため、管理組合は、修繕積立金から管理組合の消滅時にマンション敷地売却不参加者に帰属する修繕積立金相当額を除いた金額を限度として、修繕積立金を取り崩すことができる。
- 4 管理組合は、第1項各号の経費に充てるため借入れをしたときは、修繕積立金をもってその償還に充てることができる。
- 5 修繕積立金については、管理費とは区分して経理しなければならない。

（使用料）

第30条 駐車場使用料その他の敷地及び共用部分等に係る使用料（以下「使用料」という。）は、それらの管理に要する費用に充てるほか、修繕積立金として積み立てることができる。

第6章 管理組合

第1節 組合員

（組合員の資格）

第31条 組合員の資格は、区分所有者となったときに取得し、区分所有者でなくなったときに喪失する。

（届出義務）

第32条 組合員は次の各号に掲げる場合においては、管理組合の定める期日に書面にて管理組合に届け出なければならない。

- 一 専有部分内の内装工事等を行う場合及び補助錠を取付ける場合（別記様式1）
- 二 売買・交換・相続等の理由により区分所有者に変更があった場合（別記様式2）
- 三 専有部分を第三者に賃貸又は貸与する場合（別記様式3）

- 四 入居の場合の緊急連絡先及び家族の名簿、若しくは未入居の場合の緊急連絡先について変更があった場合（別記様式４）
- 五 長期間留守にする場合（別記様式５）
- 六 駐輪場の使用、若しくは使用中止を行う場合（別記様式７）
- 七 窓ガラス等の開口部改良工事を行う場合（別記様式８）
- 八 専有部分内にてペットの飼育を行う場合（別記様式９）
- 九 防犯カメラの記録映像を閲覧する場合（別記様式１０）

第２節 管理組合の業務

（業務）

- 第３３条 管理組合は、建物並びにその敷地及び附属施設の管理のため、次の各号に掲げる業務を行う。
- 一 管理組合が管理する敷地及び共用部分等（以下、本条及び第４７条において「組合管理部分」という。）の保安、保全、保守、清掃、消毒及びゴミ処理
 - 二 組合管理部分の修繕
 - 三 長期修繕計画の作成又は変更に関する業務及び長期修繕計画書の管理
 - 四 建替え等に係る合意形成に必要となる事項の調査に関する業務
 - 五 適正化法第１０３条第１項に定める、宅地建物取引業者から交付を受けた設計図書の管理
 - 六 修繕等の履歴情報の整理及び管理等
 - 七 共用部分等に係る火災保険、地震保険その他の損害保険及び管理組合が付保する個人賠償責任保険料に関する業務
 - 八 区分所有者が管理する専用使用部分について管理組合が行うことが適当であると認められる管理行為
 - 九 敷地及び共用部分等の変更及び運営
 - 十 修繕積立金の運用
 - 十一 官公署、町内会等との渉外業務
 - 十二 マンション及び周辺の風紀、秩序及び安全の維持、防災並びに居住環境の維持及び向上に関する業務
 - 十三 広報及び連絡業務
 - 十四 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成
 - 十五 管理組合の消滅時における残余財産の清算
 - 十六 その他建物並びにその敷地及び附属施設の管理に関する業務

（業務の委託等）

- 第３４条 管理組合は、前条に定める業務の全部又は一部を、マンション管理業者（適正化法第２条第八号の「マンション管理業者」をいう。）等の第三者に委託し、又は請け負わせて執行することができる。
- ２ 管理組合は、第三者を管理者に選任した場合、前条に定める業務を、管理者に委託し、執行することができる。

（専門的知識を有する者の活用）

- 第３５条 管理組合は、マンション管理士（適正化法第２条第五号の「マンション管理士」をいう。）

その他マンション管理に関する各分野の専門的知識を有する者に対し、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、相談したり、助言、指導その他の援助を求めたりすることができる。

第3節 管理者及び監事

(管理者)

第36条 管理組合は管理者を置く。

- 2 管理者は総会の決議によって選任し、又は解任することができる。
- 3 前項にかかわらず、管理者が法人である場合、管理組合は、管理者が次の各号のいずれかに該当するときは解任することができる。
 - 一 管理者が銀行の取引を停止されたとき、若しくは破産、会社更生、民事再生の申し立てをしたとき、又は管理者が破産、会社更生、民事再生の申し立てをされたとき
 - 二 管理者が合併又は破産以外の事由により解散したとき
 - 三 第34条第2項の場合、管理者がマンション管理業者の取り消しの処分を受けたとき

(管理者の任期)

第37条 辞任によって退任する管理者は、後任の管理者が就任するまでの間引き続きその職務を行う。

(管理者の誠実義務等)

第38条 管理者は、法令、規約及び使用細則その他細則（以下「使用細則等」という。）並びに総会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を遂行するものとする。

- 2 管理者は、総会の決議を得たときは、管理者としての活動に応ずる必要経費の支払いと報酬を受けることができる。

(管理者の職務)

第39条 管理者は、管理組合を代表し、その業務を統括するほか、次の各号に掲げる業務を遂行する。

- 一 規約、使用細則等又は総会の決議により、管理者の職務として定められた事項
- 二 総会の承認を得て、職員を採用し、又は解雇すること
- 2 管理者は、通常総会において、組合員に対し、前会計年度における管理組合の業務の執行に関する報告をしなければならない。
- 3 管理者は、法人にあっては、その使用人を事務執行者に指名し、その職務を行わせることができる。この場合、事務執行者がなした事務は、管理者がなした事務とみなす。
- 4 管理者は、第三者に、その職務の一部を委任することができる。

(利益相反取引の防止)

第39条の2 管理者は、次に掲げる場合には、総会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- 一 管理者が自己又は第三者のために管理組合と取引をしようとするとき。
- 二 管理組合が管理者以外の者との間において管理組合と当該管理者との利益が相反する取引をしようとするとき。

(監事)

第40条 管理組合は、監事を置くことができる。

- 2 監事は、総会において選任する。

- 3 前項にかかわらず、総会において監事の選任がなされない場合においては、管理者の指名により選任することができる。
- 4 監事の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会にて報告しなければならない。
- 6 監事は、いつでも、第39条第1項第二号に規定する職員に対して業務の報告を求め、又は業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 7 監事は、管理組合の業務の執行及び財産の状況について不正があると認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 8 監事は、法令、規約及び使用細則等並びに総会の決議に従い、組合員のため、誠実にその職務を執行するものとする。

第4節 総会

(総会)

第41条 管理組合の総会は、総組合員で組織する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とし、区分所有法に定める集会とする。
- 3 管理者は、通常総会を、毎年1回新会計年度開始以後3か月以内に招集しなければならない。
- 4 管理者は、必要と認める場合には、いつでも臨時総会を招集することができる。
- 5 総会の議長は、管理者が務める。

(招集手続)

第42条 総会を招集するには、少なくとも会議を開く日の1週間前（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは2か月前）までに、会議の日時、場所及び目的を示して、組合員に通知を発しなければならない。

- 2 前項の通知は、管理組合に対し組合員が届出をした宛先に発するものとする。ただし、その届出のない組合員に対しては、対象物件内の専有部分の所在地宛に発するものとする。
- 3 第1項の通知は、対象物件内に居住する組合員及び前項の届出のない組合員に対しては、その内容を所定の掲示場所に掲示することをもって、これに代えることができる。
- 4 第1項の通知をする場合において、会議の目的が第46条第3項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる事項の決議又は建替え決議若しくはマンション敷地売却決議であるときは、その議案の要領をも通知しなければならない。
- 5 会議の目的が建替え決議であるときは、前項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 建替えを必要とする理由
 - 二 建物の建替えをしないとした場合における当該建物の効用の維持及び回復（建物が通常有すべき効用の確保を含む。）をするのに要する費用の額及びその内訳
 - 三 建物の修繕に関する計画が定められているときは、当該計画の内容
 - 四 建物につき修繕積立金として積み立てられている金額
- 6 会議の目的がマンション敷地売却決議であるときは、第4項に定める議案の要領のほか、次の事項を通知しなければならない。
 - 一 売却を必要とする理由

二 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第2条第2項に規定する耐震改修（以下単に「耐震改修」という。）又はマンションの建替えをしない理由

三 耐震改修に要する費用の概算額

7 建替え決議又はマンション敷地売却決議を目的とする総会を招集する場合、少なくとも会議を開く日の1か月前までに、当該招集の際に通知すべき事項について組合員に対し説明を行うための説明会を開催しなければならない。

8 第44条第2項の場合には、第1項の通知を発した後遅滞なく、その通知の内容を、所定の掲示場所に掲示しなければならない。

9 第1項（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときを除く。）にかかわらず、緊急を要する場合には、管理者は、5日間を下回らない範囲において、第1項の期間を短縮することができる。

（組合員の総会招集権）

第43条 組合員が組合員総数の5分の1以上及び第45条第1項に定める議決権総数の5分の1以上に当たる組合員の同意を得て、会議の目的を示して総会の招集を請求した場合には、管理者は、2週間以内にその請求があった日から4週間以内の日（会議の目的が建替え決議又はマンション敷地売却決議であるときは、2か月と2週間以内の日）を会日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

2 管理者が前項の通知を発しない場合には、前項の請求をした組合員は、臨時総会を招集することができる。

3 前2項により招集された臨時総会においては、第41条第5項にかかわらず、議長は、総会に出席した組合員（書面、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次項に定めるものをいう。以下同じ。）又は代理人によって議決権を行使する者を含む。）の議決権の過半数をもって、組合員の中から選任する。

4 前項の電磁的方法は、次に掲げる方法によるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに該当情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したもの（以下「電磁的記録」という。）を交付する方法

（出席資格）

第44条 組合員のほか、管理者が必要と認めた者は、総会に出席することができる。

2 区分所有者の承諾を得て専有部分を占有する者は、会議の目的につき利害関係を有する場合には、総会に出席して意見を述べることができる。この場合において、総会に出席して意見を述べようとする者は、あらかじめ管理者にその旨を通知しなければならない。

（議決権）

第45条 組合員は、その所有する住戸1戸につき各1個の議決権を有する。

2 住戸1戸が数人の共有に属する場合、その議決権行使については、これら共有者をあわせて一の組合員とみなす。

3 前項により一の組合員とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選任し、その者の氏名

をあらかじめ総会開会までに管理者に届け出なければならない。

- 4 組合員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 5 組合員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は、以下の各号に掲げる者でなければならない。
 - 一 その組合員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は一親等の親族
 - 二 その組合員の住戸に同居する親族
 - 三 他の組合員
- 6 組合員又は代理人は、代理権を証する書面を管理者に提出しなければならない。ただし、前項第一号及び第二号については、この限りでない。
- 7 組合員は、第4項の書面による議決権の行使に代えて、電磁的方法によって議決権を行使することができる。

（総会の会議及び議事）

- 第46条 総会の会議は、前条第1項に定める議決権総数の半数以上を有する組合員が出席しなければならない。
- 2 総会の議事は、出席組合員の議決権の過半数で決する。
 - 3 次の各号に掲げる事項に関する総会の議事は、前項にかかわらず、組合員総数の4分の3以上及び議決権総数の4分の3以上で決する。
 - 一 規約の制定、変更又は廃止（別に定める管理費等の額の変更は除く。）
 - 二 敷地及び共用部分等の変更（その形状又は効用の著しい変更を伴わないもの及び建築物の耐震改修の促進に関する法律第25条第2項に基づく認定を受けた建物の耐震改修を除く。）
 - 三 区分所有法第58条第1項、第59条第1項又は第60条第1項の訴えの提起
 - 四 建物の価格の2分の1を超える部分が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
 - 五 区分所有法第47条の管理組合法人の設立
 - 六 その他総会において本項の方法により決議することとした事項
 - 4 建替え決議は、第2項にかかわらず、組合員総数の5分の4以上及び議決権総数の5分の4以上で行う。
 - 5 マンション敷地売却決議は、第2項にかかわらず、組合員総数、議決権総数及び敷地利用権の持分の価格の各5分の4以上で行う。
 - 6 前5項の場合において、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使する者は、出席組合員とみなす。
 - 7 第3項第一号において、規約の制定、変更又は廃止が一部の組合員の権利に特別の影響を及ぼすべきときは、その承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 8 第3項第二号において、敷地及び共用部分等の変更が、専有部分又は専用使用部分の使用に特別の影響を及ぼすべきときは、その専有部分を所有する組合員又はその専用使用部分の専用使用を認められている組合員の承諾を得なければならない。この場合において、その組合員は正当な理由がなければこれを拒否してはならない。
 - 9 第3項第三号に掲げる事項の決議を行うには、あらかじめ当該組合員又は占有者に対し、弁明する機会を与えなければならない。

- 10 総会においては、第42条第1項によりあらかじめ通知した事項についてのみ決議することができる。

(議決事項)

第47条 次の各号に掲げる事項については、総会の決議を経なければならない。

- 一 収支決算及び事業報告
- 二 収支予算及び事業計画
- 三 管理費等の額並びに賦課徴収方法
- 四 規約及び使用細則等の制定、変更又は廃止
- 五 長期修繕計画の作成又は変更
- 六 第29条第1項に定める特別の管理の実施並びにそれに充てるための資金の借入れ及び修繕積立金の取崩し
- 七 第29条第2項及び第3項に定める建替え等に係る計画又は設計等の経費のための修繕積立金の取崩し
- 八 修繕積立金の保管及び運用方法
- 九 第22条第2項に定める管理の実施
- 十 区分所有法第57条第2項及び前条第3項第三号の訴えの提起並びにこれらの訴えを提起すべき者の選任
- 十一 建物の一部が滅失した場合の滅失した共用部分の復旧
- 十二 区分所有法第62条第1項の場合の建替え及び円滑化法第108条第1項の場合のマンション敷地売却
- 十三 管理者、監事の選任及び解任並びに管理者、監事活動費の額及び支払方法
- 十四 組合管理部分に関する管理委託契約の締結
- 十五 その他管理組合の業務に関する重要事項

(議事録の作成、保管等)

第48条 総会の議事については、議長は、書面又は電磁的記録により、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議事の経過の要領及びその結果を記載し、又は記録しなければならない。
- 3 前項の場合において、議事録が書面で作成されているときは、議長及び議長の指名する2名の総会に出席した組合員がこれに記名押印しなければならない。
- 4 第2項の場合において、議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報については、議長が電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項の「電子署名」をいう。以下同じ。）をしなければならない。
- 5 管理者は、議事録を保管し、組合員又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、議事録の閲覧（議事録が電磁的記録で作成されているときは、当該電磁的記録に記録された情報の内容を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの当該議事録の保管場所における閲覧をいう。）をさせなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。
- 6 管理者は、所定の掲示場所に、議事録の保管場所を掲示しなければならない。

(書面又は電磁的方法による決議)

第49条 規約により総会において決議をすべき場合において、組合員全員の承諾があるときは、書

面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る組合員の承諾については、あらかじめ、組合員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

- 一 第43条第4項各号に定める電磁的方法のうち、送信者が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

3 規約により総会において決議すべきものとされた事項については、組合員の全員の書面又は電磁的方法による合意があったときは、書面又は電磁的方法による決議があったものとみなす。

4 規約により総会において決議すべきものとされた事項についての書面又は電磁的方法による決議は、総会の決議と同一の効力を有する。

5 前条第5項及び第6項の規定は、書面又は電磁的方法による決議に係る書面並びに第1項及び第3項の電磁的方法が行われた場合に当該電磁的方法により作成される電磁的記録について準用する。

6 総会に関する規定は、書面又は電磁的方法による決議について準用する。

(専門委員会の設置)

第50条 管理者は、その責任と権限の範囲内において、専門委員会を設置し、特定の課題を調査又は検討させることができる。

2 専門委員会は、調査又は検討した結果を管理者に具申する。

第7章 会計

(会計年度)

第51条 管理組合の会計年度は、管理組合設立総会時に決定する。

(管理組合の収入及び支出)

第52条 管理組合の会計における収入は、第26条に定める管理費等及び第30条に定める使用料によるものとし、その支出は第28条から第30条に定めるところにより諸費用に充当する。

(収支予算の作成及び変更)

第53条 管理者は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

2 収支予算を変更しようとするときは、管理者は、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

3 管理者は、第51条に定める会計年度の開始後、第1項に定める承認を得るまでの間に、以下の各号に掲げる経費の支出が必要となった場合には、管理者により、その支出を行うことができる。

- 一 第28条に定める通常の管理に要する経費のうち、経常的であり、かつ、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの
- 二 総会の承認を得て実施している長期の施工期間を要する工事に係る経費であって、第1項の承認を得る前に支出することがやむを得ないと認められるもの

4 前項の規定に基づき行った支出は、第1項の規定により収支予算案の承認を得たときは、当該収支予算案による支出とみなす。

- 5 管理者は、第22条第6項の規定に基づき、敷地及び共用部分等の保存行為を行う場合には、そのために必要な支出を行うことができる。

(会計報告)

第54条 管理者は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(管理費等の徴収)

- 第55条 管理組合は、第26条に定める管理費等及び第30条に定める使用料について、組合員が各自開設する預金口座から管理組合が指定する口座振替の方法により第57条に定める口座に受け入れることとし、当月分は別に定める徴収日まで一括して徴収する。ただし、臨時に要する費用として特別に徴収する場合には、別に定めるところによる。
- 2 組合員が前項の期日までに納付すべき金額を納付しない場合には、管理組合は、その未払金額について年利14.6%の遅延損害金と、違約金としての弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用を加算して、その組合員に対して請求することができる。
- 3 管理組合は、納付すべき金額を納付しない組合員に対し、督促を行うなど、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 管理組合は、第30条に定める使用料及び電気料、水道料について、占有者に対して直接、請求及び徴収できるものとする。
- 5 第4項に掲げる徴収については、本条の規定を準用する。この場合において、同条中「組合員」とあるのを「占有者」、同条第9項中「特定承継人」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。
- 6 管理者は、未納の管理費等及び使用料の請求に関して、管理組合を代表して、訴訟及びその他法的措置を迫行することができる。
- 7 第2項に基づき請求した遅延損害金、弁護士費用並びに督促及び徴収の諸費用に相当する収納金は、第28条に定める費用に充当する。
- 8 組合員は、納付した管理費等及び使用料について、その返還請求又は分割請求をすることができない。
- 9 管理組合は、組合員又は包括継承人若しくは特定承継人等から未払金の一部の納付があった場合には、その収納金を、順次未払金の納付に充当するものとする。ただし、納入者より充当方法について指定があったときは、この限りでない。

(管理費等の過不足)

- 第56条 収支決算の結果、管理費にその余剰を生じた場合には、その余剰は翌年度における管理費に充当する。
- 2 管理費等に不足を生じた場合には、管理組合は組合員に対して第26条第2項に定める管理費等の負担割合により、その都度必要な金額の負担を求めることができる。

(預金口座の開設)

第57条 管理組合は、会計業務を遂行するため、管理組合の預金口座を開設するものとする。

(借入れ)

第58条 管理組合は、第29条第1項に定める業務を行うため必要な範囲内において、借入れをすることができる。

(帳票類等の作成、保管)

第59条 管理者は、会計帳簿、什器備品台帳、組合員名簿及びその他の帳票類を、書面又は電磁的記録により作成して保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的記録による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

2 管理者は、第33条第三号の長期修繕計画書、同条第五号の設計図書及び同条第六号の修繕等の履歴情報を、書面又は電磁的方法により保管し、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求があったときは、これらを閲覧させなければならない。この場合において、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

3 管理者は、第48条第5項、本条第1項及び第2項並びに第68条第2項及び第4項の規定により閲覧の対象とされる管理組合の財務・管理に関する情報については、組合員又は利害関係人の理由を付した書面又は電磁的方法による請求に基づき、当該請求した者が求める情報を記入した書面を交付し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、管理者は、交付の相手方にその費用を負担させることができる。

4 電磁的記録により作成された書類等の閲覧については、第48条第5項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。

(消滅時の財産の清算)

第60条 管理組合が消滅する場合、その残余財産については、第10条に定める各区分所有者の共用部分の共有持分割合に応じて各区分所有者に帰属するものとする。

第8章 雑則

(義務違反者に対する措置)

第61条 区分所有者又は占有者が建物の保存に有害な行為その他建物の管理又は使用に関し区分所有者の共同の利益に反する行為をした場合又はその行為をするおそれがある場合には、区分所有法第57条から第60条までの規定に基づき必要な措置をとることができる。

(管理者の勧告及び指示等)

第62条 区分所有者若しくはその同居人又は専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人（以下「区分所有者等」という。）が、法令、規約又は使用細則等に違反したとき、又は対象物件内における共同生活の秩序を乱す行為を行ったときは、管理者は、その区分所有者等に対し、その是正等のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

2 区分所有者は、その同居人又はその専有部分の貸与を受けた者若しくはその同居人が前項の行為を行った場合には、その是正等のため必要な措置を講じなければならない。

3 区分所有者等がこの規約若しくは使用細則等に違反したとき、又は区分所有者等若しくは区分所有者等以外の第三者が敷地及び共用部分等において不法行為を行ったときは、管理者は、総会の決議を経て、次の措置を講ずることができる。

一 行為の差止め、排除又は原状回復のための必要な措置の請求に関し、管理組合を代表して、訴訟その他法的措置を迫行すること

二 敷地及び共用部分等について生じた損害賠償金又は不当利得による返還金の請求又は受

領に関し、区分所有者のために、訴訟において原告又は被告となること、その他法的措置をとること

- 4 前項の訴えを提起する場合、管理者は、請求の相手方に対し、違約金としての弁護士費用及び差止め等の諸費用を請求することができる。
- 5 前項に基づき請求した弁護士費用及び差止め等の諸費用に相当する収納金は、第28条に定める費用に充当する。
- 6 管理者は、第3項の規定に基づき、区分所有者のために、原告又は被告となったときは、遅滞なく、区分所有者にその旨を通知しなければならない。この場合には、第42条第2項及び第3項の規定を準用する。

(合意管轄裁判所)

第63条 この規約に関する管理組合と組合員間の訴訟については、対象物件所在地を管轄する地方(簡易)裁判所をもって、第一審管轄裁判所とする。

- 2 第47条第十号に関する訴訟についても、前項と同様とする。

(防火管理者)

第64条 管理組合は、対象物件の消防法第8条第1項に定める防火管理者を、原則として区分所有者等のうちから選任する。ただし、役員の互選により選任することを妨げない。

- 2 防火管理者について、第38条に定める規定を準用する。

(自治体及び近隣住民との協定の遵守)

第65条 区分所有者は、管理組合が自治体又は近隣住民と締結した協定について、これを誠実に遵守しなければならない。

(細則)

第66条 総会の運営、会計処理、管理組合への届出事項等については、別に細則を定めることができる。

(規約外事項)

第67条 規約及び使用細則等に定めのない事項については、区分所有法その他の法令の定めるところによる。

- 2 規約及び使用細則等又は法令のいずれにも定めのない事項については、総会の決議により定める。

(規約原本等)

第68条 この規約を証するため、規約承認時の管理者が記名押印又は電磁的記録に電子署名した規約を1通作成し、これを規約原本とする。

- 2 規約原本は、管理者が保管し、区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、規約原本の閲覧をさせなければならない。
- 3 規約が規約原本の内容から総会決議により変更されているときは、管理者は、1通の書面又は電磁的記録に、現に有効な規約の内容と、その内容が規約原本及び規約変更を決議した総会の議事録の内容と相違ないことを記載又は記録し、署名押印又は電子署名した上で、この書面又は電磁的記録を保管する。
- 4 区分所有者又は利害関係人の書面又は電磁的方法による請求があったときは、管理者は、規約原本、規約変更を決議した総会の議事録及び現に有効な規約の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録(以下「規約原本等」という。)並びに現に有効な第19条に基づく使用細則

及び第66条に基づく細則その他の細則の内容を記載した書面又は記録した電磁的記録（以下「使用細則等」という。）の閲覧をさせなければならない。

5 第2項及び前項の場合において、管理者は、閲覧につき、相当の日時、場所等を指定することができる。

6 管理者は、所定の掲示場所に、規約原本等及び使用細則等の保管場所を掲示しなければならない。

7 電磁的記録により作成された規約原本等及び使用細則等の閲覧については、第48条第5項に定める議事録の閲覧に関する規定を準用する。

（専有部分内でのペットの飼育）

第69条 対象物件の専有部分内でペットの飼育を希望する区分所有者等は、別に定めるペット飼育細則を遵守しなければならない。

2 理事長は、他の区分所有者等からペット飼育細則に対する苦情の申し出があった場合、またペット飼育者がペット飼育細則に違反し管理者の勧告に従わない場合には、総会の決議により、当該ペット飼育者がペットを飼育することを禁止することができる。

附 則

（規約の発効）

第1条 この規約は、最初に対象物件の専有部分の引渡しがあった日から効力を発する。

（管理組合の成立）

第2条 管理組合は、前条の規約の発効と同時に成立したものとする。

（管理費等）

第3条 各区分所有者の負担する当初の管理費等の額は、規約第47条第三号の規定にかかわらず、規約第26条第2項に規定する方法により算出されたタイプ別管理費等及び使用料一覧表の額とする。

（経過措置）

第4条 この規約の効力が発生する日以前に、売主はその定める方法により区分所有者の中から当初の駐車場及び駐輪場の使用者を選出することができるものとし、またこの規約の効力が発生する日以前に当該区分所有者が管理会社との間で締結した駐車場使用契約は、この契約の効力が発生する日において管理組合と締結したものとみなす。

（修繕積立一時基金）

第5条 区分所有者は、修繕積立一時基金を、専有部分の引渡し日までに管理組合に納入しなければならない。

2 修繕積立一時基金の額は、別に定めるタイプ別管理費等及び使用料一覧表のとおりとする。

3 修繕積立一時基金は、規約第29条に定める特別の管理に要する経費及び対象物件の共用部分等に係る積立式マンション保険等に充当できるものとする。

（初年度の予算）

第6条 初年度の予算については、規約第47条第二号及び第53条第1項にかかわらず、管理会社が作成した初年度の収支予算を承認する。

(初年度の会計年度)

第7条 規約第51条にかかわらず、管理組合の初年度の会計年度は、管理組合設立総会時に決定する。

(特記事項)

第8条 区分所有者は、次に掲げる各事項についてあらかじめ承諾し、売主及びその関係者に対し損害賠償の請求その他一切の異議を申し出ないものとする。また、第三者に譲渡又は貸与する場合は、その事項を継承遵守させるものとする。

- (1) 売主は、区分所有者の個人情報（氏名・住所・電話番号・連絡先等特定の個人を認識できるもの）については、管理に必要な範囲で、管理業務受託会社であるトラストファシリティーズ株式会社およびグローバルコミュニティ株式会社に対し、提供すること。
- (2) 将来本マンションの周辺で、建築基準法その他の法令の許認可を得て中高層建物が建築される場合があり、これに伴う日影等環境の変化する可能性があること。また、それに対する異議を申し立てないこと。
- (3) 近隣居住者専用に設置する電波障害対策用アンテナ設備（本マンション敷地外に設置するものも含む）の維持管理を管理組合の費用負担にて行う場合があること。
- (4) 売主の責に帰すことのできない事由（近隣プライバシー配慮、防犯対策、安全対策、監督官庁等の指導等）により、本マンションの開口部（廊下・バルコニーを含む）について、目隠しパネル・面格子および忍び返し等を設置する場合があり、また、一部の窓ガラスについては、型板ガラス・網入ガラス・網入型板ガラスになる場合があること。
- (5) 建築基準法の改正、行政の指導により将来本マンションと同規模の建築物の再建築が法的に許容されなくなる場合があること。
- (6) 本マンション建物の専有床面積は、メーターボックス（MB）、パイプスペース（PS）等の面積が含まれていること。
- (7) 売主は、本マンション建物の屋上及び外壁面等の一部にスワンズシティ中之島クロス、株式会社新成トラスト及びロゴマーク等の標識看板等を設置し、無償にて専用使用できること。なお、当該標識看板等の維持管理及び電気代は管理組合が担うこと。また、当該標識看板設置に伴う市条例等の定める屋外広告物手数料等を管理組合が負担し、当該手数料は、管理費より支払われること。
- (8) 各区分所有者（賃借人等も含む、以下「区分所有者等」という。）は、自治会への加入について当該自治会と協調を図り、自治会費については、管理費とともに徴収されるものとする。
- (9) 区分所有者等は、その専有部分を暴力団組事務所、性風俗営業等、公序良俗に反する使用をしないこと。
- (10) 区分所有者等は、その専有部分にて、他の居住者に迷惑または危害をおよぼすおそれのある動植物を飼育・栽培しないこと。
- (11) 区分所有者等は、昼夜を問わず本マンション周辺の路上に自動車、バイク・ミニバイク、自転車等の駐車を行わないこと。また、本マンション敷地内通路では、自動車を最徐行運転し、バイク・ミニバイクはエンジンを停止し、手で押して移動を行い歩行者の安全に注意を払い、空吹かし、警笛等による他に迷惑となる行為をしないこと。

- (12) 区分所有者等は、本マンション敷地の近隣に位置する各種公共施設、学校、工場、商店等の運営上発生する騒音・臭気・粉塵等について、苦情を申し立てないこと。
- (13) 入居後のゴミ処理については、本マンション敷地内のゴミ置場を使用するものとし、収集日以外はゴミ置場を使用しないこと。
- (14) エレベーターシャフトおよび給水ポンプ等より作動時に多少の稼働音・振動音等が発生する場合があること。
- (15) 区分所有者等は、上下階および相隣関係に位置する住戸よりやむを得ず発生する生活音・振動音等については容認すること。また、隣接住戸に対し、迷惑となる騒音等が発生させないよう留意すること。
- (16) 本マンションにはBS・110°CS放送設備が設置されており、各住戸においてBS・110°CS放送を受信できること。なお、受信する際には、別途チューナーが必要となり、衛星放送受信料、チューナー機器設置の費用等は契約者の負担となること。また、BS・110°CS放送の提供者と別途加入手続きを要し、この場合の料金は契約者の負担となること。
- (17) 本マンションは、各住戸に株式会社ベイ・コミュニケーションズ（以下「ベイコム」という。）を通じてテレビ放送を受信するCATV施設（以下「本施設」という。）を導入するものとし、それに係る下記の事項を了承していること。
- ① 本施設に関する権利・義務については、「ケーブルテレビ施設利用契約約款」に基づき、管理組合が同契約における売主の権利・義務を含む地位を承継すること。
 - ② 加入権利は管理組合に帰属し区分所有者が単独処分できないこと。
 - ③ 本マンションに本施設を一括加入することについて、売主およびベイコムに異議を申し出ないこと。
 - ④ NHKの受信料、NHK衛星放送受信料は含まれていないこと。
 - ⑤ ケーブルテレビの特別番組の受信を希望する場合は、ベイコムと個別に加入契約を締結すること。この場合の料金は、希望する契約者の負担とすること。
 - ⑥ 本施設は保安器の入力端子までの部分についてはベイコムの所有となり、ベイコムの責任と負担により維持管理するものとし、保安器の出力端子以降各住戸テレビ端子までの部分については全区分所有者の共有となり、管理組合の責任と負担において維持管理すること。
 - ⑦ ベイコムはこの放送を提供するための本施設を設置するため、本マンションの敷地、建物の一部を無償で使用できること。また、維持管理のため本マンションに立ち入り、必要な作業を行うこと。
- (18) 本マンションは各住戸に株式会社ファイバーゲート（以下「ファイバーゲート」という。）が提供するインターネット接続サービス「FGBBサービス」及び設備（1Gbps：ベストエフォート）（以下「本サービス」という。）を導入するものとし、それに係る下記事項をあらかじめ了承していること。
- ① 売主とファイバーゲートとの間で締結されたインターネット接続サービス利用契約については、管理組合設立後、管理組合が同契約における売主の権利・義務を含む地位を継承すること。
 - ② 本サービスは、全戸一括契約で戸別解約はできないこと。

- ③ 共用部分に設置される電気通信設備の使用に係る電気使用料及び本サービスの利用の有無にかかわらず発生する利用料は、あらかじめ管理費に含まれていること。
 - ④ 各居住者は、ファイバーゲートが別に定める利用約款に基づいて、ファイバーゲートとの間で別途利用契約を締結した上で本サービスを利用できること。また締結時に発生する初回事務手数料は当該居住者の負担となること。
 - ⑤ 各居住者が個別にファイバーゲートの提供するオプションサービスを申込み利用した場合は、その追加料金の支払い等は当該居住者の責任と負担となること。
 - ⑥ 本サービスの住戸内のLAN配線終端装置は、ファイバーゲートの開発・提供する無線LANアクセスポイント機器（有線LANでの接続も可能）とすること。
 - ⑦ 本サービスはベストエフォート型のサービスであり、各住戸における通信速度や常時接続を保証するものではないこと。
 - ⑧ 本サービスの利用にあたり、他の居住者または第三者への誹謗中傷、公序良俗に反する行為等を行った場合、インターネットの悪意の利用、電気通信事業法などの各法令や各条例並びに利用規定に違反する行為などが発生した場合、その利用者へのサービスの制限もしくは停止する場合があること。
 - ⑨ 本サービスの維持管理において、ファイバーゲートが必要な作業を行う為に共用部分、専有部分に立ち入る場合があり、緊急時には事前の告知なく本サービスの一時中断を行う場合があること。
 - ⑩ 本サービスに関連する各住居の所有設備の修理費、並びに天災地変、関連設備の改造や保証期間外の故障、管理組合または各居住者等の故意または過失に起因する故障等の修理費に関しては、本サービス契約にかかわらず、管理組合または当該故障等の起因者が負担すること。
- (19) 本マンションの共用部分に設置される防犯カメラ（エレベーター内防犯カメラを除く）は、リース契約によるものとし、当該契約は売主と専門会社との間で締結し、管理組合設立後、管理組合が同契約における売主の地位を承継すること。尚、当該防犯カメラのリース契約費は、あらかじめ管理費に含まれていること。
- (20) 本マンション敷地内に関西電力株式会社により引込柱が設置されるが、これらの移設・撤去はできないこと。当該引込柱には電線・電話線・ケーブル線等が共架され、トランス等が設置される場合があること。
- (21) 本マンションの敷地内（地中）に、本マンション工事時における土留材、タワークレーン用の基礎及び従前建築物の基礎、杭、土留材、コンクリート構造物等が残存している場合があること。
- (22) 本マンション敷地内の駐車場、自転車置場、バイク置場、ミニバイク置場は、希望者が管理組合と駐車場については使用契約を締結、自転車置場、バイク置場、ミニバイク置場については使用登録することにより、区分所有者等が有償にて使用できること。なお、駐車場、自転車置場、バイク置場、ミニバイク置場を利用できる車両に制限があること。利用にあたり本管理規約および使用細則等の内容を遵守すること。
- (23) 管理費、修繕積立金等について、月の途中での引渡しとなり、1か月に満たない場合、1か月未満の管理費、修繕積立金等は日割り金額（1か月分の金額を当該月の暦日数で除し、引渡し日を含む月末までの日数を乗じ、10円未満の端数を四捨五入したもの）と

すること。

以 上